

## 技術検定の受検資格改正について

令和4年6月20日  
一般財団法人全国建設研修センター  
試験業務局

このたび、「技術検定に係る国土交通大臣告示の一部改正（令和4年3月11日公布）」に伴い、技術検定の受検資格が改正され、令和4年4月1日以降の受検申請から適用されることになりましたのでお知らせします。

### ○飛び入学により大学院に進学した者について

令和3年度までは、大学から「飛び入学」により大学院へ進学した場合、大学卒業の受検資格を得るために、個々に国土交通大臣の認定を受ける必要がありました。今回の改正により、個々の国土交通大臣認定申請が必要なくなりました。

なお、大学卒業の受検資格として受検申込する場合、下記の書類を添付し、受検申込をしてください。

#### ☆指定学科以外の大学卒業として受検申込する場合

- ・飛び入学により大学院に進学した者については、下記①②のいずれかの書類が必要となります。

##### ① 大学が発行する飛び入学であることを証明する書類

※ 大学院への進学前に在籍していた学部(学科)が記載されていない場合は、大学の成績証明書等。

##### ② 大学の退学証明書(又は成績証明書)及び大学院の入学証明書(又は成績証明書)

※ 大学の在籍学部、大学の退学年度、大学院の入学年度を確認するため。

#### ☆指定学科の大学卒業として受検申込する場合

- ・受検者が指定学科相当を希望する場合は、上記に加え、大学の成績証明書が必要となります。

※ 指定学科と同様の必要単位数を確認するため。







(注4) 当該国の学校教育課程の修了者は、当該国における正規の学校教育における12年目の課程の卒業証明書が必要になります。(12年目の課程に該当するか不明な場合は、受検者ご自身で事前に大使館に確認を行った上で申請してください。)